

## 鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱の運用解釈

鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱の運用解釈について、下記のとおり定める。

### 記

#### 1 第3条関係

指名停止の期間中の有資格業者について、別件により再度指名停止を行う場合の始期は、再度指名停止の措置を決定したときとする。この場合、指名停止の通知をするときは別途行うものとする。

#### 2 第8条関係

第2項の規定に基づく共同企業体の指名停止は、指名停止の期間中の有資格業者を共同企業体を通じて指名しないための措置であり、当該共同企業体自らが別表各号の措置要件に該当したために行うものではないので、同項の規定に基づく指名停止については、第4条第2項に基づく措置（以下「短期加重措置」という。）の対象としないものとする。

#### 3 第4条第2項関係

- (1) 有資格業者が別表各号の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の指名停止を行う前のものである場合には、短期加重措置の対象としないものとする。
- (2) 下請負人又は共同企業体の構成員が短期加重措置に該当するときは、元請負人又は共同企業体の指名停止の期間を超えてその指名停止の期間を定めることができるものとする。
- (3) 短期加重措置の対象となり、かつ、第5条各号の一に該当することとなった場合には、知事の判断により短期加重措置を受けた後の短期に加重を行うこと。

#### 4 第5条関係

- (1) 第1号に該当することとなった場合において、第2号又は第3号に規定する事由があるときは、知事の判断により同条第1号に定める期間に加重を行うこと。
- (2) 第2号及び第3号の「悪質な事由があるとき」とは、当該発注者に対して有資格業者が不正行為の働きかけを行った場合等をいうものとする。
- (3) 「他の公共機関の職員」（第2号並びに別表第2第2号及び第3号関係）とは、刑法第7条第1項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいうものであり、特別法上公務員とみなされる場合を含むものであること。  
更に、私人ではあっても、その職務が公共性をもつため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人を含むものであること。

#### 5 第20条関係

「その情状が極めて悪質であると認めるとき」とは、次のいずれかの場合をいうものとする。

- (1) 別表第1第2号に該当する場合において、故意又は重大な過失により建設工事等を粗雑にしたと認められるとき。
- (2) 別表第2第5号又は第8号に該当する場合において、社会的影響又は県に与える損害が非常に大きいと認められるとき。
- (3) 県工事等に関し7の(7)の表の1の(2)、(3)又は(5)に該当することにより別表第2第10号に該当する場合において、強烈な脅迫、周到な詐欺、その他これらに準ずる方法により当該妨害を行ったと認められるとき。
- (4) 県工事等に関し7の(7)の表の1の(4)に該当する場合において、故意又は重大な過失により契約の大半を履行しなかったと認められるとき。

(5) その他情状が(1)から(4)までに掲げる場合と同等以上に悪質であると認められるとき。

6 別表第1(第5号から第8号まで)関係

(1) 県工事等及び一般工事等のいずれの場合においても、次の場合は原則として指名停止を行わないものとする。

イ 事故の原因が作業員個人の責に帰すべきものであると認められる場合(例えば、公道上において車両により資材を運搬してしる際のわき見運転により生じた事故等)

ロ 事故の原因が第三者の行為によるものであると認められる場合(例えば、適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等)

(2) 県工事等における事故(第5号及び第7号関係)について、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、原則としてイの場合とする。ただし、ロによることが適当である場合には、これによることができる。

なお、当該事故により生じた死亡者又は負傷者が労働安全衛生法第2条に規定する「労働者」に該当しないためロの送検等が行われない場合にあっては、イにより安全管理の措置が不適切であると認定するものとする。

イ 発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合、又は発注者の調査結果等により当該事故について請負人の責任が明白となった場合

ロ 当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合

(3) 一般工事等における事故(第6号及び第8号関係)について、安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大であると認められるのは、原則として当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合とする。

7 別表第2関係

(1) 「代表権を有すると認めるべき肩書」(第1号関係)とは、専務取締役以上の肩書をいうものとする。

(2) 独占禁止法第3条に違反した場合(第4号、第5号及び第6号関係)については、次のいずれかの事実を知った後、速やかに指名停止を行うものとする。

排除措置命令が出されたこと。

課徴金納付命令が出されたこと。

刑事告発がなされたこと。

有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者が独占禁止法違反の容疑で逮捕されたこと。

(3) 独占禁止法第8条第1項第1号に違反した場合(第4号、第5号及び第6号関係)については、課徴金納付命令が出されたことを知った後、速やかに指名停止を行うものとする。

(4) 別表第2第4号から第6号までの措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合における指名停止の期間の2分の1の期間とする。この場合において、当該期間が別表第2第4号から第6号までに規定する期間の短期を下回る場合においては、第4条第3項の規定を適用するものとする。

(5) 「業務」(第4号及び第10号関係)とは、個人の私生活上の行為以外の有資格業者の業務全般をいうものとする。

(6) 「密接な交際」(第9号関係)とは、友人又は知人として会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊(交友関係にあると認められる場合は、年1

回の会食等を共にするだけのものを含む。)をすること、又は自らが主催するパーティその他の会合に暴力団員を招待し、又は暴力団員が参加するパーティその他の会合に招待され同席することをいうものとする。

- (7) 不正又は不誠実な行為(第10号関係)に係る具体的な運用基準は、次表のとおりとする。

措 置 要 件	期 間	審議会案件
<p>1 県工事等及び県以外の県内の公共機関の建設工事等の契約及び履行に関し、次の行為が認められたとき。</p> <p>(1) 正当な理由がなく、契約を締結しなかったとき。</p> <p>(2) 落札者が契約を締結することを妨げたとき。</p> <p>(3) 契約者が契約を履行することを妨げたとき。</p> <p>(4) 正当な理由がなく、契約を履行しなかったとき。</p> <p>(5) 建設工事等の監督又は検査若しくは施工に関し、公共機関の職員の職務の執行を妨げたとき。</p> <p>(6) 県が発注する建設工事において、暴力団員から不当介入を受けながら県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。</p> <p>2 前年度において、鳥取県建設工事施工体制調査・指導要領（平成16年3月11日付管第2313号鳥取県県土整備部長通知）に基づく是正指導（文書によるものに限る。）を3回以上受けたとき。</p> <p>3 建設業法（昭和24年5月法律第100号。以下「法」という。）に基づく次の処分を受けたとき。</p> <p>(1) 法第28条第1項各号の規定による指示処分を受けたとき。</p> <p>(2) 法第28条第3項の規定による営業停止処分を受けたとき。</p> <p>4 有資格業者が、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の建築関係法令に違反し、その違反が悪質であると認められるとき。</p> <p>5 県工事等又は一般工事等（県内）の施工に関し、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令（以下「労働関係法令」という。）に違反する行為（別表第1第5号から第8号までに掲げる行為を除く。）を行い、送検されたとき、又は行政処分を受けたとき。</p> <p>6 建設工事等の契約又は施工に関し、法及び労働関係法令を除く法令に違反し、公訴を提起されたとき。</p> <p>7 指名停止の期間中の有資格業者を下請負人として使用したとき、又は不正行為等を行った者を県工事等の契約の履行に当たり、代理人、支配人又は下請負人として従事させたとき。</p> <p>8 有資格者が、贈賄を行った事実は明確であるが、贈賄罪について、公訴時効が成立しているとき。</p> <p>9 有資格業者が、暴力行為等不当行為を行い社会的信用を失墜させたとき。</p> <p>不当介入とは、当該要求に応じる合理的な理由がないにもかかわらず、不当な手段（暴力、脅迫、その他社会的常識を逸脱した手段をいう。）により違法又は不適正な行為を要求し、又は工事の進捗の障害となる行為をすることをいう。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1か月以上12か月以内</p> <p>1か月以上12か月以内</p> <p>1か月以上12か月以内</p> <p>1か月以上12か月以内</p> <p>1か月以上12か月以内</p> <p>1か月以上6か月以内</p> <p>知事が指定した日から 2週間以上2か月以内</p> <p>処分を知った日から</p> <p>1か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上12か月以内</p> <p>当該認定をした日から 6か月以内</p> <p>送検又は処分を知った 日から</p> <p>1か月以上6か月以内</p> <p>公訴を知った日から 1か月以上6か月以内</p> <p>その事実を確認した日 から</p> <p>1か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上6か月以内</p> <p>当該認定をした日から 3か月以内</p>	

（平成17年11月7日最終改正）